

意見書

平成13年6月25日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 106-0042
(ふりがな)とうきょうとみなとくみなみあざぶ
住所 東京都港区南麻布3丁目19番23号
おーくみなみあざぶびるでいんぐ
オーク南麻布ビルディング
(ふりがな)かぶしきがいしゃ あいぴーれぼるーしょん
氏名 株式会社アイ・ピー・レポルーション
しんとう ゆたか
代表取締役社長 真藤 豊

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年6月12日付け情審通第118号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「光ファイバ設備との接続における手続き等」
についての弊社の意見

1. はじめに
NTT地域会社の接続約款の変更案について、このような形で意見提出の機会を与えていただき、厚くお礼申し上げます。その内容に関して以下に弊社の意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

2. 意見
e-Japan重点計画では、2005年までに超高速・高速インターネットを4000万世帯に普及させる政府目標を2年前倒しすることを検討されています。その実現においては、NTT地域会社が持つ光ファイバ設備の公平なる開放が非常に重要になります。その手続きとして、下記の点を指摘させていただきます。

①線路設備調査の結果回答について
請求から回答までの標準的期間を1ヶ月以内とされていますが、申請件数が少ない場合はこれにこだわらず、可能な限り早急に回答していただきたいと思います。事業者が顧客に対してサービス提供時期を具体的にする必要があるので、光ファイバ設備の提供可能時期は、具体的(×月上旬のように)に明示することが必要です。また、今回の変更案では、提供可能芯線数を記載していただけるようですが、希望申請数に満たない場合でも、提供可能芯線数は必ず明示していただくよう、要望いたします。提供可能時期につきましては、NTTサービスメニューと同等の基準で計算していただくことが必要です。
光ファイバ設備の非現用芯線がない場合において、端末回線の場合は、非現用の確認は設備記録と照合しないと不明なので、設備記録の説明を求めることができるようにすることが必要です。
ユーザービルに加入者光ファイバ設備がない場合については、NTTサービスメニューと同様な期間で提供していただくことを要望いたします。

②情報の開示について
光信号中継回線については、情報公開が進んできてはおりますが、端末回線については引込済ビルの情報は開示されておられません。NTT地域会社のお客様登録ビル名と当社が調査依頼したビル名が、住所が一致していても名称が異なっていることがあり、その結果「該当なし」という回答がくる場合があります。効率的な調査を考えると、守秘義務協定を締結している事業者に対しては、申請したエリアの引込済ビルの情報も開示すべきであると考えます。

あわせて、NTTお客様登録ビル名につきましては、現行化する必要があると考えます。

③その他

（i）自前工事について

光端末回線の提供時期に合わせ、事業者から「自前工事の実施申込み」を利用申込みの都度申請しなければなりませんが、手続きの簡略化が必要だと考えます。また、接続の都度、線路設備調査申込み及び利用申込みと合わせ、相互接続点調査申込み及び利用申込みを提出していますが、事業者のコロケーション設備がある場合には、相互接続点位置が明確であることから、相互接続点調査申込み及び利用申込みの省略が可能と考えます。

（i i）設備構築について

光ファイバを個々の事業者が敷設したのでは、道路及び地下を占有して土木設備や架空線設備の工事を実施することになるので、結果的に重複した投資になってしまいます。現在の政府方針は、基幹インフラは個々の事業者が、敷設することになっておりますが、国家インフラとして敷設し、事業者が公平に効率よく利用することが必要と考えます。特に中継区間については、事前に事業者の需要（必要芯線数）について意見をきき、施設計画をしていけば、効率的な設備投資になると考えます。

以上